

第 19 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 31 年 1 月 30 日 (水) 午後 3 時 00 分から午後 4 時 00 分まで

2 開催場所 忠類ふれあいセンター福寿

3 出席委員 (21 名)

会長

24 番	谷内	雅貴
2 番	菅野	能稔
3 番	高野	英一
4 番	渡邊	ひろ子
5 番	井田	留吉
6 番	齊藤	一男
8 番	橋本	浩弥
9 番	高橋	孝二
10 番	深松	俊英
11 番	蛭原	一治
12 番	石川	雅洋
13 番	森	勤子
14 番	飛田	榮
15 番	齊藤	正孝
16 番	西田	利幸
17 番	帰山	茂義
18 番	吉田	正宏
19 番	中村	富士男
20 番	棚	範貴
21 番	澤邊	佳範
22 番	松本	誠

4 欠席委員 (3 名)

1 番	香西	浩志
7 番	前川	厚司
23 番	鯖戸	英明

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 議案

第 1 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について

第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 4 号 現況証明について

第 5 号 農地の賃借料情報について

第6号 農地法第3条に規定する下限面積の設定について

- | | | |
|---|-------------|-------|
| 6 | 事務局長 | 廣瀬 紀幸 |
| | 忠類支局長 | 川瀬 康彦 |
| | 農地振興係長 | 岩岡 夢貴 |
| | 忠類支局農地振興係長 | 鈴木 亮二 |
| | 農地振興係主査 | 菅原美栄子 |
| | 農地振興係主任 | 南 敦朗 |
| | 忠類支局農地振興係主事 | 勝野 真悟 |

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第19回農業委員会総会を開催いたします。次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に14番飛田委員、15番齊藤委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、1番香西委員、7番前川委員、23番鯖戸代理より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。</p>
議長	<p>次に、議案第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。議案第1号1番から16番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます</p> <p>【議案第1号1番から16番について議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番から16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第1号1番から16番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第2号1番から4番につ</p>

いて事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

【議案第2号1番から4番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は、前耕作者の後継者への借り換えですので、周辺農地への影響はないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号1番から4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号5番から8番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号5番から8番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書3ページから4ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。これらの案件は、前耕作者の後継者への借り換えですので、周辺農地への影響はないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号5番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号5番から8番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号9番から14番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号9番から14番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書5ページから7ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番 8番説明いたします。これらの案件は、本来、地区担当農業委員は鯖戸委員ですが、総会に欠席されるということでしたので、代わりに私の方から説明させていただきます。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

18番 11番の面積の単位ですが、71,911.86㎡のところ、桁が違うのではないですか。

事務局 印刷が見づらくて申し訳ないのですが、猿別473番地、こちらが49,586㎡ではなくて495.86㎡なんです。小数点以下が入っているものですから、2段目と一番下の合計の方で段ずれが起きており、7万1千の方が左の方にずれておりますけれども、合計面積は71,911.86㎡となります。

18番 71万とってはいなかったですか。

事務局 言っておりましたか。それは申し訳ございません、失礼いたしました。

議長 よろしいですか。それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番から14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号9番から14番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号15番から18番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号15番から18番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書8ページから9ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号15番から18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号15番から18番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号19番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号19番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書10ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、昨年10月に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号19番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号19番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号20番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号20番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書10ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番

8番説明いたします。この案件は、昨年10月に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号20番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号20番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号21番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号21番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書11ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、昨年10月に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号21番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号21番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号22番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号22番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書11ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、昨年10月に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号22番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号22番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号23番について事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第2号23番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書12ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。この案件は、先月20日に町公社が利用調整を行い、同じく先月に買入要請を行った案件であります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思っております。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号23番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号23番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、同法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。この案件は、経営の法人化に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。この案件は、後継者への経営移譲に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号3番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番 10番説明いたします。この案件は本来、地区担当農業委員は香西委員ですが、本日欠席されるということでしたので、私の方から説明させていただきます。

この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第3号3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号4番について事務局から説明をいたします。

事務局

賃借権に移ります。

【議案第3号4番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、今月21日に前川委員、西田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第3号4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号5番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号5番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番 15番説明いたします。この案件は、今月21日に前川委員、西田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号5番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号6番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号6番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、今月21日に前川委員、西田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長	異議なしとします。よって議案第3号6番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第3号7番について事務局から説明をいたします。
事務局	所有権に移ります。
	【議案第3号7番について議案書をもとに朗読】
	この案件は別添調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16番	16番説明いたします。この案件は本来、地区担当農業委員は香西委員ですが、本日欠席されるということでしたので、現地調査に出席した私の方から説明させていただきます。この案件は、今月21日に前川委員、香西委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第3号7番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第4号「現況証明について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第4号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。
	【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22番	22番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月21日に前川委員、西田委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。

議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号2番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第4号2番について議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
16番	<p>16番説明いたします。この案件は本来、地区担当農業委員は鯖戸委員ですが、本日欠席されるということでしたので、現地調査に出席した私の方から説明させていただきます。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものがあります。今月21日に前川委員、鯖戸委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第4号2番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号「農地の賃借料情報について」を議題といたします。議案第5号について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第5号「農地の賃借料情報について」。農地の賃借料情報について、次のとおり決定したいので審議を求めます。農地の賃借料情報につきましては、農地法第52条の規定に、農業委員会は農地の農業上の利用等の増進に資するため、借賃等(しゃくちん)の情報提供を行うことと定められており、平均額の2倍を超える賃貸借については指導することとなっております。今回、ご審議頂く内容といたしましては、普通畑と牧草畑の賃借料でございます。記載にあります賃借料の金額は、平成30年1月から12月までに農地法第3条の規定による賃貸借の許可46件と農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の賃借権110件の合計156件を基にデータを作成しております。</p>

【議案第5号について議案書をもとに朗読】

なお、賃借料情報の提供方法は、農業委員会だより、町ホームページにより周知をいたします。以上で内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号について、記載のとおり決定し、農業委員会だより及び町ホームページにより、賃借料情報の提供を行うことに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第6号「農地法第3条に規定する下限面積の設定について」を議題といたします。議案第6号について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第6号「農地法第3条に規定する下限面積の設定について」、次のとおり決定したいので審議を求めます。内容のご説明をさせていただきます。下限面積については、農地法第3条第2項第5項において、権利を取得する者等の耕作をする農地や採草放牧地の面積について、北海道では2ヘクタール以上、都道府県で50アール以上を有することが定められており、幕別町では現在2ヘクタールを下限面積と定めております。この下限面積については、定められた基準に従いこれより低い下限面積いわゆる別段面積を農業委員会が定めることができるとされており、平成29年8月10日開催の三役会議において「農業委員会総会における申し合わせ事項について」の中で、毎年1月総会で審議し決定することとなっておりますことから、提案をさせていただくものでございます。下限面積をこの2ヘクタール以下で設定する場合、農地法施行規則第17条に別段面積を定める際の2つの基準が定められております。

(1)です。農地法施行規則第17条第1項第3号に基づき、経営面積が2ヘクタール未満の農家戸数が地域内の40パーセント以上である場合、2ヘクタール未満の下限面積を設定する必要があります。2015年版の農林業センサスによる幕別町の状況は、総数569戸のうち、2ヘクタール以上が523戸、2ヘクタール未満が46戸で、2ヘクタール未満の農家個数の割合は8%となっております。また、認定農業者の状況を見ましても、平成30年3月末の認定農業者511戸のうち、農地面積が2ヘクタール以上は505戸、2ヘクタール未満が6戸となっております。認定農業者の中でも2ヘクタール未満の農家個数は2パーセント以下となっております。このことから、別段面積を定める基準には該当していません。

次に(2)でございまして、農地法施行規則第17条第2項に規定されておりますが、1つ目の基準に該当しなくても、新規就農を促進するために2ヘクタール以下の下限面積を設定することができるとされております。その際の要件と

して、①遊休農地化が深刻であること、②下限面積に満たない農家が増えることで、農地の集団化などの効率的な利用の妨げにならないこと、この要件を満たせば新規参入を促進するのに適当な面積を設定できるとなっておりますが、町内の遊休農地の状況を考慮いたしますと、現状では該当しないと考えております。

また、小規模な農地で花卉や野菜等の栽培が行われることが多いハウス園芸等集約的農業経営の場合は、農地法施行令第2条第3項第1号により2ヘクタール以下の下限面積の適用除外となり、2ヘクタール未満でも農地の権利の設定をすることができることとなっております。

事務局といたしましては幕別町の現状を検討した結果、昨年度同様に下限面積は、農地第3条第2項第5号に定める2ヘクタールが適切な面積であると考えております。なお、今回のご提案が決定になった場合は、下限面積情報は町ホームページにより周知をいたします。以上で内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号について、下限面積は農地法第3条第2項第5号の規定されている「2ヘクタール」とすることに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長

議案は以上であります。
これをもちまして、第19回農業委員会総会を閉会します。

事務局

ご起立願います。ご苦労様でした。